

重 要 事 項 説 明 書

介護老人保健施設 リハパーク舞岡

1. 事業者（法人）の概要

名 称	社会福祉法人 親善福祉協会
所 在 地	横浜市泉区西が岡 1-28-1
代 表 者 名	理事長 水地 啓子
電 話 番 号	045 (813) 0221

2. 事業所（施設）名称及び所在地

名 称	リハパーク舞岡
所 在 地	横浜市戸塚区舞岡町 3048-4
電 話 番 号	045 (825) 3388
管 理 者 名	施設長 本田守弘
事業所番号	1 4 5 1 0 8 0 0 8 4

3. 目的及び運営方針

(1) 目的

当施設は、入所者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて入所者が相互に社会的関係を築き、その有する能力に応じ自律した日常生活を営むことができるように支援するための適切な施設サービスを提供することを目的とします。

(2) 運営方針

当施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って施設サービスを提供します。また、ユニット施設としての特性を生かしたケアを実施し、明るく家庭的な雰囲気と地域や家庭との結び付きを重視した運営をし、行政、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図ります。

4. 施設の概要

(1) 構造等

敷地面積	11,975.40 m ²
構造階数	鉄筋コンクリート造 3階建
建築面積	2338.39 m ²
延べ床面積	5,323.46 m ²

(2) 定員

種 別	利用定員
本入所	100

(3) 居室

種別	室数	ユニット数	1室当り面積	備考
ユニット型個室	100	10	13.29 m ² ～	全室ユニット型個室、室条件（形状・面積等）は各室毎に異なります。

(4) 主な設備

種別	室数	面積等	備考
共同生活室	10	26.88 m ² ～	ユニット毎に設置、条件（形状・面積等）はユニット毎に異なります。
診察室	1	19.04 m ²	
機能訓練室	1	103.82+70.76 m ²	リハ器機等説明
浴室	5	106.49 m ²	ハートフル浴槽 2・個浴 3・機械浴槽 1
サービスステーション	5	44.47 m ²	2ユニット毎に 1
洗濯室	1	17.99 m ²	基本委託式
汚物処理室	3	53.64 m ²	各フロアに 1

5. 職員配置

職種	人数	常勤		非常勤		常勤換算 人数	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
施設長	1		1			1	総括
医師	1	1				1	診察
薬剤師	1			1		0.4	調剤
看護職員	12	8			4	11.2	看護
介護職員	57	35	5	17		54.7	介護
支援相談員	2	2				2	相談
理学療法士	5		4		1	4.6	機能訓練
作業療法士	3		3			3	機能訓練
管理栄養士	1		1			1	栄養管理・指導
介護支援専門員	2	2				2	施設サービス計画の作成
事務員	3	3				3	総務
その他	6			2	4	4.1	補助業務・送迎
合計	94	51	14	20	9	88.0	

6. 勤務体制

種別	勤務体制
施設長	勤務時間 9:00～18:00
医師	勤務時間 9:00～18:00
薬剤師	勤務時間 9:00～18:00
看護職員	日勤 9:00～18:00
	夜勤 16:30～ 9:30
介護職員	早出 7:30～16:30
	日勤 9:00～18:00
	遅出 10:30～19:30
	夜勤 16:30～ 9:30
支援相談員	勤務時間 9:00～18:00
理学療法士	勤務時間 9:00～18:00
作業療法士	勤務時間 9:00～18:00
管理栄養士	勤務時間 9:00～18:00
介護支援専門員	勤務時間 9:00～18:00
事務員	勤務時間 9:00～18:00

7. 施設サービスの内容

(1) 介護保険給付対象サービス

次のサービスは、介護保険の給付対象となるサービスです。

施設サービス計画の作成	担当の介護支援専門員が、利用者の直面している課題等を評価し、希望を踏まえて施設サービス計画を作成します、 利用者にそのサービス計画を説明し同意を得ます。 施設はサービス計画に基づいてサービスを提供します。
食事	利用者の状況に応じて適切な食事介助を行うと共に、食事の自立についても適切な援助を行います。
医療・看護	医師により、週に1回定期診察を行います。それ以外でも必要がある場合にはいつでも診察を受け付けます。ただし、当施設で行えない処置や手術、その他病状が著しく変化した場合の医療については他の医療機関での治療となります。
機能訓練	理学療法士、作業療法士により入所者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。 (当施設が保有するリハビリ器機) レッグプレス・レッグエクステンション・ローイング・ヒップアブダクション N U S T E P ・エルゴメーター・低周波・ホットパック・セラバンド・平行棒 訓練用階段・エアスタビライザー・プラットホーム
入浴	身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入浴の機会を提供します。
排泄	心身の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
離床、着替え、整容等	寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。シーツ交換は週1回実施します。
レクリエーション等	当施設では、囲碁、将棋等を整えております。
相談及び援助	利用者とその家族からのご相談に応じ、必要な援助を行うように努めます。
家庭復帰に向けた援助	入退所検討委員会により、居宅における生活への復帰の可否を定期的に検討します。

(ユニット型個室)

療養費区分		単 位	備 考
施設サービス費	要介護 1	841 単位(日額)	在宅復帰・在宅療養支援等指標、退所時指導等、リハビリテーションマネジメント、地域貢献活動、充実したリハの要件が満たされている
	要介護 2	915 単位(日額)	
	要介護 3	978 単位(日額)	
	要介護 4	1,035 単位(日額)	
	要介護 5	1,090 単位(日額)	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ		46 単位(日額)	在宅復帰・在宅療養支援等指標に関する基準を満たしていること
初期加算		30 単位(日額)	入所した日から起算して 30 日以内の期間については、1 日につき加算
夜勤職員配置加算		24 単位(日額)	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たしていること
科学的介護推進体制加算Ⅱ		60 単位(月額)	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者、利用者ごとの、ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報(科学的介護推進体制加算Ⅱでは、加えて疾病の状況や服薬情報等の情報)を、厚生労働省に提出していること ・必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービス提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること
短期集中リハビリテーション実施加算		240 単位(日額)	入所の日から起算して 3 ヶ月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行うことにより加算
認知症短期集中リハビリテーション実施加算		240 単位(日額)	認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、入所から 3 ヶ月以内の期間に限り、1 週に 3 日を限度として 1 日につき所定単位数に加算
入所前後訪問指導加算Ⅰ		450 単位(1 回)	入所期間が 1 月を超えると見込まれる者の入所予定日前 30 日以内又は入所後 7 日以内に本人が退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に、入所中 1 回を限度として算定する
入所前後訪問指導加算Ⅱ		480 単位(1 回)	<p>入所前後訪問指導加算Ⅰにおける施設サービス計画の策定等に当たり、医師、看護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士、栄養士、介護支援専門員等が会議を行い、次のイ及びロを共同して定めた場合に、入所中 1 回を限度として算定する。</p> <p>イ 生活機能の具体的な改善目標</p> <p>ロ 退所後の生活に係る支援計画</p>
栄養マネジメント強化加算		11 単位(日額)	<ul style="list-style-type: none"> イ 管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を 50(施設に常勤栄養士を 1 人以上配置し、休職管理を行っている場合は 70) で除して得た数以上配置すること ロ 低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共用して作成した、栄養ケア計画に従い食事の観察(ミールラウンド)を週 3 回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を行い実施すること ハ 低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は早期に対応すること ニ 入所者ごとの利用状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な管理栄養の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理のかつ有効な実施のために必要な情報を活用していること

療養食加算	6単位(1食)	<p>次のいずれの基準にも適合するものとして届け出て、当該基準による食事の提供を行う施設が、疾病治療の直接手段として医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食（流動食は除く）、貧血食、脾臓病食、高脂血症食、通風食、特別な場合の検査食を提供した場合に、1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること</p> <p>ロ 入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること</p> <p>ハ 食事の提供が、告示27号に規定する基準のいずれにも該当しない施設において行われていること</p>
経口移行加算	28単位(日額)	<p>医師の指示で、多職種が共同して、現に経管で食事している入所者ごとに経口による食事摂取を進めるための経口移行計画を作成し、計画に従い医師の指示を受けた管理栄養士・栄養士が栄養管理および言語聴覚士・看護職員による支援を行う。180日を超えた場合でも、経口による食事摂取が一部可能なもので、医師の指示で継続して栄養管理および支援が必要な者には引き続き算定可能</p>
<p>経口維持加算（Ⅰ）</p> <p>経口維持加算（Ⅱ）</p>	<p>400単位(日額)</p> <p>100単位(日額)</p>	<p>1 経口維持加算（Ⅰ）については、下記事項に適合する施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。</p> <p>イ 原告第27号・十三に規定する基準のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ロ 入所者の摂食若しくは嚥下機能が医師の判断により適切に評価されていること。</p> <p>ハ 誤嚥等が発生した場合の管理体制が整備されていること。</p> <p>ニ 食形態に係る配慮など誤嚥防止のための適切な配慮がされていること。</p> <p>ホ ロからニまでについて、医師、看護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他職種の者が共同して実施するための体制が整備されていること。</p>
口腔衛生管理加算	110単位(月額)	<p>下記基準に適合する施設において、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。</p> <p>イ 施設において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されていること。</p> <p>ロ 口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</p>

緊急時施設療養費	緊急時治療管理	518単位(日額)	<p>1 入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。</p> <p>2 同一の入所者に対して1月に1回、連続する3日を限度として算定する。</p>
	特定治療	医科診療報酬点数表に定める点数に10円を乗じて得た額を算定	特定のリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療を行った場合に算定する
所定疾患施設療養費		239単位(日額)	<p>1 次のいずれの基準にも適合する施設において、別に定める入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った時に算定する。</p> <p>2 同一の入所者について1月に1回、連続する7日を限度として算定する。</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること</p> <p>イ 診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を記録簿に記載していること</p> <p>ロ 算定開始年度の翌年度以降において、前年度における実施状況を公表していること</p> <p>次のいずれかに該当する者</p> <p>イ 肺炎の者</p> <p>ロ 尿路感染症の者</p> <p>ハ 带状疱疹の者（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする者。）</p>
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅱ		240単位(1回)	<p>処方する内服薬の減少について退所時又は退所後1月以内に利用者の主治医に報告し、その内容を診療録に記載した場合は、1人につき1回を限度として算定する</p> <p>イ 介護老人保健施設の医師又は薬剤師が、関連ガイドライン等を踏まえた高齢者の薬物療法に関する研修を受講していること</p> <p>ロ 入所後1月以内に、かかりつけ医に、状況に応じて処方内容を変更する可能性があることについて説明し、合意を得ていること</p> <p>ハ 入所中に服用薬剤の総合的な評価を行い、評価内容や入所時と退所時の処方内容に変更がある場合は変更の経緯及び変更後の状態について、退所時又は退所後1月以内にかかりつけ医に情報提供を行い、その内容を診療録に記載していること</p>
外泊時費用		362単位(日額)	入所者に対して外泊を認めた場合、所定単位数に代えて1月に6日を限度として算定（初日及び最終日は算定できない）
外泊時費用 (在宅サービスを利用する場合)		800単位(日額)	入所者に対して居宅における外泊を認め、介護老人保健施設により提供される在宅サービスを利用した場合は、1月に6日限度として算定（初日及び最終日は算定できない）
再入所時栄養連携加算		200単位(1日)	介護保健施設の入所者が医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる利用管理が必要となった場合（経管栄養又は嚥下調整食の新規導入）であって、介護保健施設の管理栄養士が医療機関での栄養食事指導に同席し、再入所後の栄養管理について医療機関の管理栄養士と相談の上、栄養ケア計画の原案を作成し、介護老人保健施設へ再入所した場合 栄養マネジメント加算を算定していること
若年性認知症入所者受入加算		120単位(日額)	若年性認知症入所者に対して介護保険施設サービスを行った場合には、1日につき所定単位数に加算する

褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3単位(月額)	・入所者ごとの褥瘡の発生に係るリスクについて、施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出すること
褥瘡マネジメント加算Ⅲ	10単位(月額) 令和4年3月31日まで	・上記の評価の結果、褥瘡の発生に係るリスクがあるとされた入所者に対する要件 *関連職種の者が共同して、入所者ごとに褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成すること *褥瘡ケア計画に基づき、入所者ごとに褥瘡管理を実施するとともに、定期的に記録していること ・評価に基づき、少なくとも3月に1回、褥瘡ケア計画を見直すこと
排せつ支援加算Ⅰ	10単位(月額)	・排泄に介護を要する利用者のうち、身体機能の向上や環境の調整等によって排泄にかかる要介護状態を軽減できると医師、または適宜医師と連携した看護師が判断し、少なくとも6月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出すること
排せつ支援加算Ⅳ	100単位(月額) 令和4年3月31日まで	・上記の評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者についての要件 *排泄に介護を要する原因等についての分析 *分析結果を踏まえた支援計画の作成及びそれに基づく支援を実施することについて、一定期間、高い評価を行う ・評価に基づき、少なくとも3月に1回、支援計画を見直すこと
退所時情報提供加算	500単位(1回)	入所期間が1月を超える入所者が退所し、居宅において療養を継続する場合に、退所後の主治医に対して本人の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合、入所者1人につき1回に限り算定する。
入退所前連携加算Ⅰ	600単位(1回)	イ 入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業所と連携し、入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めること ロ 入所者の入所期間が1月を超え、入所者が退所し、居宅サービス等を利用する場合、入所者の退所に先立って入所者が利用を希望する居宅介護支援事業者に対し、入所者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて居宅サービス等に必要な情報を提供し、かつ、当該居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行うこと
入退所前連携加算Ⅱ	400単位(1回)	ロの要件を満たすこと
訪問看護指示加算	300単位(1回)	退所時に施設医師が診療に基づき、指定訪問看護、指定定期巡回、随時対応型訪問介護看護または指定看護小規模多機能型居宅介護の利用が必要であると認め、当該者の選定する指定訪問看護ステーション、指定定期巡回、随時対応型訪問介護看護事業所または指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して当該者の同意を得て、訪問看護指示書を交付した場合に、入所者1人につき1回を限度に算定する
リハビリテーション マネジメント計画書	33単位(月額)	・関連職種の者が共同し、リハビリテーション実施計画を入所者又はその家族に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理していること ・入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出すること

自立支援促進加算	300単位(月額)	以下の要件を満たすこと イ 医師が入所者ごとに、自立支援のために特に執拗な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも6月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加していること ロ イの医学的評価の結果、特に自立支援のための対応が必要であるとされた者毎に医師、看護師、看護職員、介護支援専門員、その他の職種の者が共同して、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること ハ イの医学的評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること ニ イの医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、当該情報その他自立支援促進の適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用していること
ターミナルケア加算	80単位(日額) (死亡日以前31～45日) 160単位(日額) (死亡日以前4～30日) 820単位(日額) (死亡日以前2～3日) 1,650単位(日額) (死亡日)	次の基準に適合する入所者については、ターミナル加算として、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき80単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき160単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき820単位を、死亡日については1日につき1650単位を、死亡月に所定単位数に加算する ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない 1. 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと判断した者であること 2. 入所者又はその家族等の同意を得て、当該入所者のターミナルケアに係る計画が作成されていること 3. 医師、看護師、介護職員等が共同して、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時、本人又はその家族への説明を行い、同意を得て、ターミナルケアが行われていること
サービス提供体制強化加算 I	22単位(日額)	次のいずれかに該当する場合に算定できる ・介護職員のうち介護福祉士が80%以上 ・勤続10年以上介護福祉士35%以上
介護職員処遇改善加算 I	所定単位数×3.9%	
介護職員等特定処遇改善加算 I	所定単位数×2.1%	

① 費用

原則として介護保険給付対象サービス点数表の介護保険施設サービス費・加算等の単位数に、事業所の所在する地域区分に設定された「1単位の単価」を乗じて算定された利用料のうち利用者の負担割合に応じた額が負担額となります。当施設の地域区分は特甲地で、1単位の単価は10,720円です。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。サービス提供証明書及び領収証は、後に利用料の償還払いを受けるときに必要となります。

(ア) 介護保険給付対象外サービス

次のサービスは、介護保険の適用を受けないサービスです。全額が利用者の負担となります

区分	単位	利用者負担額
食費	1日につき	1,660円
おやつ	1日につき	100円
居住費	1日につき	3,000円

(イ) 利用者の希望に応じて提供するサービス

特別室料	1日につき	1,000円
教養娯楽費	利用者が希望した場合	実費
理美容代	利用者が希望した場合	実費
私物洗濯代	利用者が希望した場合	委託業者の単価表による
日用品費	利用者が希望した場合	委託業者の単価表による

【備考】上記金額については、別途消費税を徴収する。

負担軽減対象負担限度額

所得段階	利用者の所得段階別負担限度額				
	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費(日額)	300円	390円	650円	1,360円	1,660円
居住費(日額) ユニット型個室	820円	820円	1,310円	1,310円	3,000円

- ※ 第1段階…生活保護受給者及び世帯全員が住民税非課税者で高齢福祉年金受給者
- ※ 第2段階…世帯全員が住民税非課税者で課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の方
- ※ 第3段階①…世帯全員が住民税非課税者で課税年金収入が年間80万円超120万円以下の方
- ※ 第3段階②…世帯全員が住民税非課税者で課税年金収入が年間120万円超の方

その他の費用

死亡時処置費用	施設での死亡確認後、清拭、衛生処置、着替え、化粧等	15,000円
---------	---------------------------	---------

【備考】上記金額については、別途消費税を徴収する。

文書作成費用

区分	単位	金額
死亡診断書	1通目	10,000円
	2通目より	5,000円
生命保険の死亡診断書	1通につき	7,000円
恩給、厚生年金、国民年金、福祉年金等の障害認定診断書	1通につき	7,000円
一般診断書	1通につき	5,000円～
各種証明書	1通につき	3,000円

【備考】上記金額については、別途消費税を徴収する。

8. 利用料等のお支払い

口座引落

毎月、14日までに「7 施設サービス」に記載の金額を基に算定した前月分の利用料金等を利用料明細書により請求し、同月27日（金融機関が休日の際は翌営業日）にご指定口座よりお引落としさせていただきます。なお、金融機関等手続の都合にて初回お引落とし時に間に合わない場合は、翌月に合算してお引落としさせていただきますのでご了承願います。

9. 緊急時の対応

施設はサービス提供に際して、利用者に急変、体調不良、事故等がみられた場合には、利用者代理人、家族等への連絡その他適切な措置を迅速に行います。

10. 外部医療機関への受診

入所者の病状からみて施設において必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力医療機関その他適切な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の往診を求める等診療について適切な措置を講じる。

また、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させない。

11. 外部の医療機関に入院となった場合の取り扱い

- (1) 外部の医療機関への受診の結果、入院する必要が生じ、入院となった場合には当施設を退所となります。
- (2) 外部の医療機関に入院になった場合で、やむを得ない事情がある場合を除いて、退院後、円滑に入所できるよう努めます。

12. 苦情等相談窓口

- (1) 当施設における苦情等の受付

サービスに関する利用者及びその家族からの苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

窓口責任者	相談課長 高谷 翼
ご利用時間	月曜日～金曜日 9:00～18:00
電話番号	045-825-3388
ファックス	045-825-3133
ご意見箱の設置	各階に設置しております

- (2) 行政機関その他苦情受付機関

○横浜市健康福祉局高齢施設課

所在地	横浜市中区本町6-50-10 市庁舎16階
電話番号	045-671-3923
受付時間	月曜日～金曜日 9:00～17:00

○国民健康保険団体連合会

所在地	横浜市西区楠町27-1
電話番号	045-329-3447
受付時間	月曜日～金曜日 9:00～17:00

13. 非常災害時の対策

施設の非常災害対策については、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画を策定し、これに基づき行い、消防法（昭和23年法律第186号）第8条に規定する防火管理者を置き、次のとおり万全を期します。

非常時の対応	別途定める「老人保健施設リハパーク舞岡消防計画」に則り対応を行います。	
避難訓練及び防災設備	別途定める「老人保健施設リハパーク舞岡消防計画」に則り年2回の夜間及び昼間を想定した避難訓練を入所者の方も参加して行います。	
	設備名称	
	スプリンクラー	自動火災報知器
	防火扉・シャッター	誘導灯
	避難階段	屋内消火栓
消防計画等	届出日：平成29年5月23日 防火管理者：青木重徳	

14. 協力医療機関等

病状の急変等に備えるための協力医療機関・協力歯科医療機関は、次のとおりです。

種別	施設名	所在地
救急病院	国際親善総合病院	横浜市泉区西が岡1-28-1
	戸塚共立第2病院	横浜市戸塚区吉田町579-1
	湘南泉病院	横浜市泉区新橋町1784
	ふれあい東戸塚ホスピタル	横浜市戸塚区上品濃16-8
	横浜栄共済病院	横浜市栄区桂町132
歯科	原歯科医院	横浜市南区弘明寺268番地

15. 秘密の保持及び個人情報の保護

施設と職員は、業務上知り得た利用者もしくはその個人情報を適切に取り扱い、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、下記につきましては利用者及び代理人の同意を得て、個人情報を使用するものとします。

- (1) サービス提供困難時の事業間の連絡、紹介等
- (2) 居宅介護支援事業所等との連携
- (3) 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合の市長村への通知
- (4) 利用者に病状の急変が生じた場合等の医師への連絡等
- (5) 生命・身体の保護のため必要な場合。

以上の事項は、利用終了時も同様の扱いとします。

16. 事故発生防止について

- (1) 安全かつ適切に、質の高いサービスを提供するために、事故防止マニュアルを作成し、介護・医療事故を防止するための体制を整備します。
- (2) 入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにし、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- (3) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- (4) 入所者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
- (5) 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的な実施を行う。

安全対策責任者	療養長 宝田信子
---------	----------

17. 高齢者虐待防止の促進について

- (1) 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。
その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

18. 身体拘束その他行動制限の禁止

施設は入所者または他の利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむをえない場合を除き、利用者に対し身体的拘束その他方法により行動を制限しません。

19. 施設利用にあつたての留意事項

来訪・面会	面会時間 9：00～18：00 来訪者は面会時間を遵守し、必ず職員に届け出てください。 また、来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得てください。
外出・外泊	外出及び外泊を希望する場合には、所定の手続により管理者に届け出てください。
居室・設備・器具の利用	施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。 また、破損等が生じた場合、事由により弁償していただく場合があります。 施設の清潔、整頓その他環境衛生の保持のためにご協力ください。
飲酒・喫煙	居室内での飲酒・喫煙はできません。 ・ 飲酒については、医師の許可の下、適量の晩酌は共同生活室で可能です ・ 喫煙については、健康のため禁煙を勧めておりますが、どうしても禁煙できないご利用者様には、ご家族の面会時のみ所定の場所をお願いいたします
迷惑行為等	施設内では次に挙げるような行為はしないでください。 ・ けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと ・ 施設の秩序又は風紀を乱し、安全衛生を害すること ・ 指定した場所以外で火気を用いること ・ 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと ・ 騒音等他の入所者の迷惑になる行為 ・ 無断で他の入所者の居室に立ち入ること
所持金品の管理	所持金品は、自己の責任で管理してください。
宗教活動・政治活動	他の入所者に対する宗教活動や政治活動はご遠慮ください。
動物持ち込み	施設内へのペットの持ち込みはお断りいたします。

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、介護老人保健施設のサービス内容及び重要事項について文書を交付し、説明をしました。

令和 年 月 日

事業者 住所 神奈川県横浜市戸塚区舞岡町
事業者(法人)名 社会福祉法人 親善福祉協会
事業所名 介護老人保健施設 リハパーク舞岡
(事業所番号) 1451080084号

代表者名 施設長 本田 守弘 印

説明者 職 名 支援相談員

氏 名 印

私は、重要事項説明書に基づいて、介護老人保健施設のサービス内容及び重要事項の説明を受け、同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏 名 印

代理人 住所
(選任した場合)

氏 名 印